

証券コード 7937
2019年6月11日

株 主 各 位

埼玉県蕨市中央4丁目24番26号

株 式 会 社 **ツツミ**

代表取締役社長 互 智 司

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第46回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）午後6時までに到着するように、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県蕨市中央4丁目21番29号
蕨市民会館 2階201室
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第46期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 退任監査等委員である取締役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

※当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tsutsumi.co.jp/>）に掲載させていただきます。

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善などを背景に緩やかな景気回復基調で推移いたしましたが、通商問題や世界的な地政学的リスクの高まりによる影響が懸念されるなど不安要素が多数存在し、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

宝飾品業界におきましても、こうした景況を反映し、企業を取り巻く環境は引き続き厳しい状況でありました。

このような経済情勢のもと、当社は、20代から30代の女性をターゲットにしたジュエリーブランド「TODAY'S DIAMONDS」を新たに立ち上げ、新規顧客の獲得に努めるとともに、ハウスブランド「Pure Planets」「Blessed Rain」の継続的なブランディング施策を推進するなど、販売力の更なる強化に取り組んでまいりました。

その結果、売上高は175億15百万円（前期比0.3%減）となりました。利益面につきましては、営業利益が9億13百万円（前期比5.7%減）、経常利益が9億81百万円（前期比7.6%減）、当期純利益は3億99百万円（前期比33.3%減）となりました。

主要品目の販売実績は、ネックレス・ブレスレットは63億8百万円（前期比2.3%減）、指輪は61億78百万円（前期比3.5%減）、小物は29億37百万円（前期比0.3%増）であります。

店舗につきましては、ジュエリーツツミイオンモールいわき小名浜店をはじめとする7店舗を新たに開設したほか、既存店3店舗のリニューアル及び9店舗の退店を実施いたしました。

(2) 設備投資等の状況

当期の設備投資等の総額は3億40百万円であります。その主なものは、店舗の開設及びリニューアルに伴う内装費1億86百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当期の所要資金は、自己資金によって賅っております。

(4) 対処すべき課題

今後の経済情勢につきましては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、景気は緩やかな回復が続くことが期待されます。しかしながら、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響などがわが国の景気を下押しするリスクとして残り、先行き不透明な状況が続くものと予想されます。

宝飾品業界におきましても、お客様による多様な選別化が進み、企業間の競争は更に激化することが予想されます。

このような経済情勢のもと、当社は、引き続きより幅広い層へのブランディングに注力するとともに、お客様満足度の向上を更に推進し、魅力溢れる店舗づくりに全力で取り組んでまいり所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも温かいご指導、ご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 43 期 (2015年度)	第 44 期 (2016年度)	第 45 期 (2017年度)	第 46 期 当 期 (2018年度)
売 上 高(百万円)	21,764	19,172	17,566	17,515
経 常 利 益(百万円)	1,646	969	1,062	981
当期純利益(百万円)	△864	△921	599	399
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	△45.83	△50.59	34.08	22.93
総 資 産(百万円)	75,025	71,976	72,023	70,669
純 資 産(百万円)	73,172	70,173	70,164	68,808

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり当期純利益の計算につきましては、発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。

(10) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社は、主に国内外から原材料として仕入れた宝石・貴金属等を宝飾品及び装飾品に製造加工して、小売・卸売を行っております。

当社の主要品目は次のとおりであります。

区 分	主 要 品 目
ネックレス・ブレスレット	デザインネックレス・ブレスレット 喜平ネックレス・ブレスレット パールネックレス他
指 輪	結婚リング ファッションリング 鑑定書付ダイヤモンドリング他
小 物	ピアス イヤリング ペンダント他

(11) 主要な営業所及び工場 (2019年3月31日現在)

本社／商品センター／本社工場／第二工場：埼玉県蕨市

群馬工場：群馬県渋川市

店 舗：169店舗

東北地方7店・関東地方110店・甲信越地方5店

東海地方10店・関西地方18店・中国地方4店

四国地方4店・九州地方11店

(12) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	168名	5名減	45.2歳	18.5年
女 性	762名	38名減	37.9歳	7.5年
合計または平均	930名	43名減	39.3歳	9.5年

(注) パートタイマー (8時間換算117名) は含まれておりません。

(13) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(14) 主要な借入先 (2019年3月31日現在)

該当事項はありません。

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2019年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 40,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 20,080,480株 |
| (3) 株主数 | 7,336名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
堤 征 二	9,732千株	56.9%
堤 倭 子	1,271千株	7.4%
公益財団法人ツツミ奨学財団	1,000千株	5.8%
THE BANK OF NEW YORK 134105	423千株	2.4%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	402千株	2.3%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	231千株	1.3%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	212千株	1.2%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	172千株	1.0%
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	155千株	0.9%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	148千株	0.8%

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,990千株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
 3. ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・ピー（Brandes Investment Partners, L.P.）から、2014年5月9日付の大量保有報告書の写しの送付があり、2014年4月30日現在で当社株式を1,013千株（発行済株式総数の5.0%）保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定により、2018年8月10日開催の当社取締役会決議に基づき、2018年8月13日から2019年3月31日までの間、市場取引により、490,900株の自己株式を総額999,579,742円で取得いたしました。

なお、当該決議に基づく自己株式の取得は、2019年4月1日に終了しており、2019年4月1日に200株の自己株式を取得しております。その結果、当該決議に基づき取得した自己株式の累計は491,100株であり、取得価額の総額は999,957,042円であります。

(ご参考)

2018年8月10日開催の取締役会における自己株式の取得に関する決議内容

- ① 取得対象株式の種類 普通株式
- ② 取得し得る株式の総数 550,000株 (上限)
- ③ 株式の取得価額の総額 1,000,000,000円 (上限)
- ④ 取得期間 2018年8月13日～2019年7月31日

3. 会社の新株予約権等に関する事項 (2019年3月31日現在)

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2019年3月31日現在)

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
堤 征 二	代表取締役会長	
互 智 司	代表取締役社長	公益財団法人ツツミ奨学財団理事長
岡 野 勝 美	取締役	商品本部長、公益財団法人ツツミ奨学財団評議員
水 谷 敦 秀	取締役	商品本部管理部長
新 藤 勝 美	取締役 (常勤監査等委員)	
宮 原 敏 夫	取締役 (監査等委員)	税理士法人朝日会計社代表社員 宮原敏夫公認会計士事務所所長 爽監査法人代表社員
柿 沼 佑 一	取締役 (監査等委員)	高篠・柿沼法律事務所 パートナー弁護士

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 宮原敏夫氏及び柿沼佑一氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 宮原敏夫氏及び柿沼佑一氏については、東京証券取引所規則の定める独立役員として、同取引所に対する届出を行っております。
3. 取締役 (監査等委員) 宮原敏夫氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役会以外の重要な会議等への出席や、内部監査部門等との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに、監査等委員会による監査の実効性を高めるため、新藤勝美氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役 (監査等委員) 全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 当期に係る取締役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	4名 (一名)	97百万円 (一百万円)
取 締 役 (監査等委員) (うち社外取締役)	3名 (2名)	10百万円 (2百万円)
合 計 (うち社外取締役)	7名 (2名)	107百万円 (2百万円)

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2017年6月29日開催の第44回定時株主総会において、年額2億5千万円以内(ただし、従業員分給与は含まない。)と決議いただいております。
2. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2017年6月29日開催の第44回定時株主総会において、年額5千万円以内と決議いただいております。
3. 支給額には、当期における役員退職慰労引当金繰入額7百万円(取締役(監査等委員を除く)6百万円、取締役(監査等委員)0百万円、うち社外取締役一百万円。)を含んでおりません。
4. 取締役(監査等委員を除く)の支給額には、従業員兼務取締役の従業員分給与は含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役（監査等委員）宮原敏夫氏は、税理士法人朝日会計社の代表社員であります。当社は、税理士法人朝日会計社と税務顧問契約を締結しております。また、同氏が所長である宮原敏夫公認会計士事務所及び代表社員である爽監査法人と当社との取引関係はありません。

取締役（監査等委員）柿沼佑一氏は、高篠・柿沼法律事務所のパートナー弁護士であります。当社は、高篠・柿沼法律事務所と法律顧問契約を締結しております。

②当期における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	宮原敏夫	当期において開催された取締役会10回のうち9回に出席し、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の意思決定の妥当性・業務執行の適正性確保の観点から、意見・助言を行っております。 また、当期において開催された監査等委員会12回のうち12回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する協議などを行っております。
取締役 (監査等委員)	柿沼佑一	当期において開催された取締役会10回のうち10回に出席し、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の意思決定の妥当性・業務執行の適正性確保の観点から、意見・助言を行っております。 また、当期において開催された監査等委員会12回のうち12回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する協議などを行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

① 当期に係る会計監査人としての報酬等	31百万円
② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(6) その他の事項

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス・リスク担当者を設置し、当社及び当社子会社の「法令等違反事態発生時対応規程」「行動規範」などを定め、その推進を図ります。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
「文書取扱規程」「情報セキュリティ基本方針」「個人情報保護マニュアル」を定め、適切に対応します。
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
コンプライアンス・リスク担当者を設置し、「リスク管理方針」「リスク管理規程」などを定め、当社及び当社子会社の事業目標の達成を阻害する要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクに対して適切に対応する仕組みを構築します。
- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務執行の効率性を確保するよう、取締役会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務分掌を決定しております。また、当社及び当社子会社の実績管理を行うため、取締役会の有効活用を図ります。
- ⑤ 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社の企業集団は、当社及び非連結子会社「有限会社大分ツツミ貴金属」であり、取締役会において定期的に当社及び当社子会社の財務状況及び業務執行状況などの報告を行うとともに子会社を含む企業集団としての経営につき協議し、当社及び当社子会社が経営方針に従って適正かつ適法に運営されていることを確認します。
- ⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の求めに基づき、必要に応じて監査等委員会の業務補助のための取締役及び使用人を置きます。この場合、当該取締役及び使用人への指揮命令権は監査等委員会に属するものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するため、その任命等、人事権に係る事項の決定には監査等委員会の事前の同意を得ます。

- ⑦ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社もしくは当社子会社が法令もしくは定款に違反する行為を発見した場合、またはそのおそれがある場合などで、当社もしくは当社子会社に著しい損害・不利益を生ずるおそれがある事実を発見した場合は、法令に従い当社の監査等委員会に報告することとします。また、当社の監査等委員会が選定する監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）に内容説明を求めることができます。
 - ・ 当社及び当社子会社は、当社の監査等委員会に前号の報告を行った者が当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する体制とします。
- ⑧ 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社の監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。
- ⑨ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会の監査の実効性を確保するため、監査等委員が内部監査部門や会計監査人と情報・意見を交換する機会を確保します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① コンプライアンス体制について

当社及び当社子会社は、コンプライアンス体制の基礎となる「法令等違反事態発生時対応規程」「行動規範」にて「法令等の遵守」を掲げ、役職員への徹底を図るため、定期的な内部統制打合せ会や適宜に研修等を実施いたしました。また、問題の未然防止と早期発見を図るため、内部通報窓口を設置し、調査及び適切な措置の実行に備えました。

② リスク管理体制について

経営における重大な損失、不利益等を最小限にするため「リスク管理方針」「リスク管理規程」などを定め、リスクの識別、分析、評価及び対策等によるリスク管理を継続的に行うとともに、その結果を定期的に取り締役に報告いたしました。

③ 取締役の職務の執行について

原則として月1回の取締役会を開催し、業績の報告・検討や法令または定款に定められた事項及び経営上の重要事項を決定するとともに、当社子会社の業務執行の報告を受け、業務執行の確認を行いました。

④ 監査等委員の職務の執行について

原則として月1回の監査等委員会を開催し、監査方針・監査計画等を決定するとともに、重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧等を通じて取締役会及び業務執行取締役の業務執行の妥当性、適法性の監査・監督を行いました。また、代表取締役との意見交換会の開催や業務執行取締役、内部監査部門及び会計監査人と情報交換・意見交換を行いました。

⑤ 内部監査の実施について

内部監査部門は、内部監査計画に基づき業務活動が法令、定款及び諸規程に準拠し、合理的に運営されているか否かについての業務監査等を行うとともに、当該監査の結果及び指摘事項に関する改善状況について代表取締役及び監査等委員に対して報告を行いました。

事業報告における記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部	負 債 の 部
流動資産	流動負債
現金及び預金	買掛金
受取手形	未払金
売掛金	未払法人税等
商品及び製品	未払消費税等
仕掛品	未払費用
原材料及び貯蔵品	賞与引当金
前払費用	その他
その他の貸倒引当金	
固定資産	固定負債
有形固定資産	役員退職慰労引当金
建築物	長期預り保証金
構築物	
機械及び装置	負債合計
車両運搬具	純資産の部
工具、器具及び備品	株主資本
土地	資本金
建設仮勘定	資本剰余金
無形固定資産	資本準備金
借地権	利益剰余金
ソフトウェア	利益準備金
電話加入権	その他利益剰余金
ソフトウェア仮勘定	別途積立金
投資その他の資産	繰越利益剰余金
投資有価証券	自己株式
関係会社株式	評価・換算差額等
出資金	その他有価証券評価差額金
関係会社長期貸付金	純資産合計
前払年金費用	負債及び純資産合計
繰延税金資産	
差入保証金	
保険積立金	
その他	
貸倒引当金	
資産合計	

損 益 計 算 書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金	額
売 上 高		17,515
売 上 原 価		8,192
売 上 総 利 益		9,322
販売費及び一般管理費		8,409
営 業 利 益		913
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	12	
為 替 差 益	0	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	76	88
営 業 外 費 用		
支 払 手 数 料	20	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	0	20
経 常 利 益		981
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	332	
受 取 補 償 金	17	350
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	0	
固 定 資 産 除 却 損	5	
減 損 損 失	588	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1	596
税 引 前 当 期 純 利 益		734
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	334	
法 人 税 等 調 整 額	0	335
当 期 純 利 益		399

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			
				別途積立金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	13,098	15,707	600	45,610	940	△6,059	69,897
事業年度中の変動額							
剰余金の配当					△526		△526
当期純利益					399		399
自己株式の取得						△999	△999
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の 変動額合計	—	—	—	—	△126	△999	△1,126
当 期 末 残 高	13,098	15,707	600	45,610	814	△7,059	68,770

(単位 百万円)

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	267	70,164
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△526
当期純利益		399
自己株式の取得		△999
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△230	△230
事業年度中の 変動額合計	△230	△1,356
当 期 末 残 高	37	68,808

貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに個別注記表の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券……………時価のあるもの

決算末日の市場価格等による時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品・原材料（地金等を除く）……………個別法（製造ロット別）による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料（地金等）・その他の棚卸資産……………移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産

ソフトウェア…社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、退職給付引当金が借方残高であるため、前払年金費用として計上しております。

役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

5. 消費税等の処理方法

税抜処理によっております。

表示方法の変更に関する注記

（『税効果会計に係る会計基準』の一部改正）の適用に伴う変更）

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	5,089百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
金銭債権	77百万円
金銭債務	20百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

仕 入 高 205百万円

営業取引以外の取引高 3百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末発行済株式数 普通株式 20,080,480株
2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度期末株式数
普通株式	2,499,309株	491,099株	一株	2,990,408株

(注) 自己株式の株式数の増加491,099株は、取締役会決議による取得490,900株、単元未満株式の買取りによる取得199株であります。

3. (1) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	263百万円	15円	2018年3月31日	2018年6月29日
2018年11月9日 取締役会	普通株式	262百万円	15円	2018年9月30日	2018年12月7日

- (2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	256百万円	15円	2019年3月31日	2019年6月28日

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減損損失	2,498百万円
投資有価証券評価損	2百万円
未払事業税	44百万円
賞与引当金	32百万円
役員退職慰労引当金	39百万円
保証金償却	30百万円
その他	13百万円
小計	2,659百万円
評価性引当額	△2,432百万円
合計	227百万円

繰延税金負債

前払年金費用	△52百万円
その他	△13百万円
合計	△66百万円
繰延税金資産の純額	161百万円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な安全性の高い金融資産等に限定し、資金調達については、銀行等金融機関からの借入による方針であります。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理取扱規程に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

輸入取引から生じる外貨建ての営業債務に係る為替変動リスクは、取引実行時に為替予約を行うことでリスク低減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価等を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	39,889	39,889	—
(2) 売掛金	1,140	1,140	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	117	117	—
(4) 差入保証金	198	198	0

(注) 1 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 差入保証金

これらの時価は、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式 (*) 1	8
子会社株式 (*) 2	33
差入保証金 (*) 3	3,432

- (*) 1 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため (3) 投資有価証券
 その他有価証券には含めておりません。
 (*) 2 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象とは
 しておりません。
 (*) 3 償還予定が合理的に見積れず、時価を把握することが極めて困難と認められるため (4)
 差入保証金には含めておりません。

3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	39,889	—	—	—
売掛金	1,140	—	—	—
差入保証金 (*)	175	22	—	—
合 計	41,205	22	—	—

(*) 差入保証金のうち償還予定を合理的に見積ることができない3,432百万円は含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載しておりません。

関連当事者との取引に関する注記

記載すべき事項はありません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 4,026円 20銭
 1株当たり当期純利益 22円 93銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

減損損失に関する注記

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所
店舗	土地及び建物等	埼玉県、東京都、大阪府 他

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗ごとに資産のグルーピングをしております。

そのグルーピングに基づき、減損会計の手続きを行った結果、土地の時価の著しい下落等により投資額を回収することが困難になった固定資産について帳簿価額を回収可能額まで減額し、減損損失（588百万円）として特別損失に計上しております。減損損失の内訳は、店舗588百万円（建物58百万円、工具、器具及び備品17百万円、土地512百万円）であります。

なお、当資産グループの回収可能額は正味売却価額または使用価値により測定しております。正味売却価額については、対象資産の処分可能性を考慮の上、実質的に価値がないと判断し、正味売却価額をゼロとして評価しております。また、使用価値については将来キャッシュ・フローを4.9%で割り引いて算定しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

株式会社 ツ ツ ミ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福 島 力 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 村 英 紀 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ツツミの2018年4月1日から2019年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第46期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月9日

株式会社 ツ ツ ミ 監査等委員会

常勤監査等委員 新藤勝美 ㊟

監査等委員 宮原敏夫 ㊟

監査等委員 柿沼佑一 ㊟

(注) 監査等委員宮原敏夫及び柿沼佑一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第46期の期末配当につきましては、当期の業績と今後の事業展開等を勘案し、安定的な配当の維持を基本として、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金15円 総額256,351,080円

(注) 中間配当を含めた当期の年間配当は、1株につき金30円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月28日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、機動的な意思決定をはかるため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名を減員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いしたいと存じます。
 なお、本議案に関しましては、監査等委員会は特段の意見がない旨を確認しております。
 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	つみ せい じ 堤 征 二 (1943年2月9日生)	1962年9月 堤貴金属工芸創業 1973年6月 株式会社堤貴金属工芸 (現 株式会社ツツミ) 設立 代表取締役社長就任 2000年12月 財団法人ツツミ奨学財団(現 公益 財団法人ツツミ奨学財団) 理事長就 任 2011年6月 代表取締役会長就任 (現在に至る)	9,732,300株
<p>【取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由】 堤 征二氏は、当社の創業者であり、代表取締役社長及び代表取締役会長を歴任し、当社経営に必要不可欠な経営経験と見識を有しておりますので、引き続き取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者いたしました。</p>			
2	たがい さと し 互 智 司 (1965年7月23日生)	1990年4月 株式会社住友銀行(現 株式会社三 井住友銀行) 入行 2005年8月 株式会社三井住友銀行退社 2005年9月 当社入社 2006年6月 取締役社長付就任 2007年4月 取締役管理本部長兼総務部長就任 2009年4月 取締役管理本部長兼営業本部長兼総 務部長就任 2011年6月 代表取締役社長就任 (現在に至る) 2013年6月 公益財団法人ツツミ奨学財団理事長 就任 (現在に至る)	10,000株
<p>【取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由】 互 智司氏は、当社において取締役として管理本部及び営業本部の業務に従事した後、2011年に代表取締役社長に就任し、当社経営に必要不可欠な経営経験と見識を有しておりますので、引き続き取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者いたしました。</p>			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数
3	おかの 野 かつ み 岡 野 勝 美 (1956年9月27日生)	1981年4月 当社入社 2000年9月 店舗運営本部第二運営部長 2004年6月 取締役店舗運営本部第二運営部長就任 2005年9月 取締役店舗運営本部第一運営部長就任 2007年4月 取締役商品本部長就任 (現在に至る) 2015年6月 公益財団法人ツツミ奨学財団評議員 就任 (現在に至る)	27,700株
<p>【取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由】</p> <p>岡野勝美氏は、当社において取締役として店舗運営本部及び商品本部の業務に従事し、当社経営に必要不可欠な経営経験と見識を有しておりますので、引き続き取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 堤 征二氏は、当社の経営を支配している者であります。
3. 堤 征二氏は、当社の子会社である有限会社大分ツツミ貴金属の取締役会長を務めております。
4. 互 智司氏は、当社の子会社である有限会社大分ツツミ貴金属の取締役社長を務めております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	水谷敦秀 (1957年11月21日生)	1986年3月 当社入社 2000年11月 商品本部次長 2004年6月 商品本部部長 2008年5月 商品本部管理部長 2008年6月 取締役商品本部管理部長就任 (現在に至る)	3,200株
<p>【監査等委員である取締役候補者とした理由】 水谷敦秀氏は、当社において取締役として商品本部の業務に従事し、豊富な経験、実績及び見識を有しており、取締役会の監査・監督の強化に寄与することが期待できるため、監査等委員である取締役候補者いたしました。</p>			
2	宮原敏夫 (1950年3月3日生)	1973年4月 監査法人朝日会計社（現 有限責任あずさ監査法人）入社 1976年8月 公認会計士登録 1977年6月 税理士登録 1980年10月 監査法人朝日会計社（現 有限責任あずさ監査法人）退社 1980年10月 宮原敏夫公認会計士事務所開設 (現在に至る) 2001年3月 爽監査法人代表社員就任 (現在に至る) 2005年6月 当社補欠監査役 2011年1月 税理士法人朝日会計社開設 (現在に至る) 2014年6月 当社監査役就任 2017年6月 当社取締役（監査等委員）就任 (現在に至る)	1,700株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 宮原敏夫氏は、公認会計士及び税理士として豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外の独立した立場からの視点を監査・監督に反映していただくため、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p>			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	かき めま ゆう いち 柿 沼 佑 一 (1977年11月16日生)	2005年4月 最高裁判所司法研修所入所 2007年1月 埼玉弁護士会登録 2007年1月 高篠法律事務所（現 高篠・柿沼法律事務所）入所 2010年10月 同事務所パートナー （現在に至る） 2014年6月 当社補欠監査役 2015年6月 当社取締役就任 2017年6月 当社取締役（監査等委員）就任 （現在に至る）	一株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 柿沼佑一氏は、弁護士として豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外の独立した立場からの視点を監査・監督に反映していただくため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 宮原敏夫氏及び柿沼佑一氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 宮原敏夫氏及び柿沼佑一氏は、東京証券取引所規則の定める独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、両氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 本議案が承認可決され、水谷敦秀氏、宮原敏夫氏及び柿沼佑一氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であり、当契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。なお、現在、当社と宮原敏夫氏及び柿沼佑一氏との間で、上記責任限定契約を締結しております。
5. 宮原敏夫氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。また、同氏は2014年6月から2017年6月までの3年間、当社の社外監査役でありました。
6. 柿沼佑一氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年（うち監査等委員である社外取締役としての在任期間は2年）となります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役鈴木 剛氏は、本総会開催の時をもって選任の効力がなくなりますので、改めて、監査等委員である取締役が欠けた場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
鈴木 剛 <small>すずき ごう</small> (1984年11月17日生)	2012年11月 最高裁判所司法研修所入所 2014年1月 第二東京弁護士会登録 2014年1月 ホープ法律事務所入所 (現在に至る) 2015年6月 当社補欠監査役 2017年6月 当社補欠取締役 (監査等委員) (現在に至る)	一株
<p>【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 鈴木 剛氏は、弁護士として専門的な知識及び経験を有しており、社外の独立した立場からの視点を監査・監督に反映していただくため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 鈴木 剛氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
 3. 鈴木 剛氏が補欠の監査等委員である取締役に選任され、かつ、当社の監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠いたときに同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏は、東京証券取引所規則の定める独立役員となる予定であります。
 4. 鈴木 剛氏が補欠の監査等委員である取締役に選任され、かつ、当社の監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠いたときに同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。なお、当契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

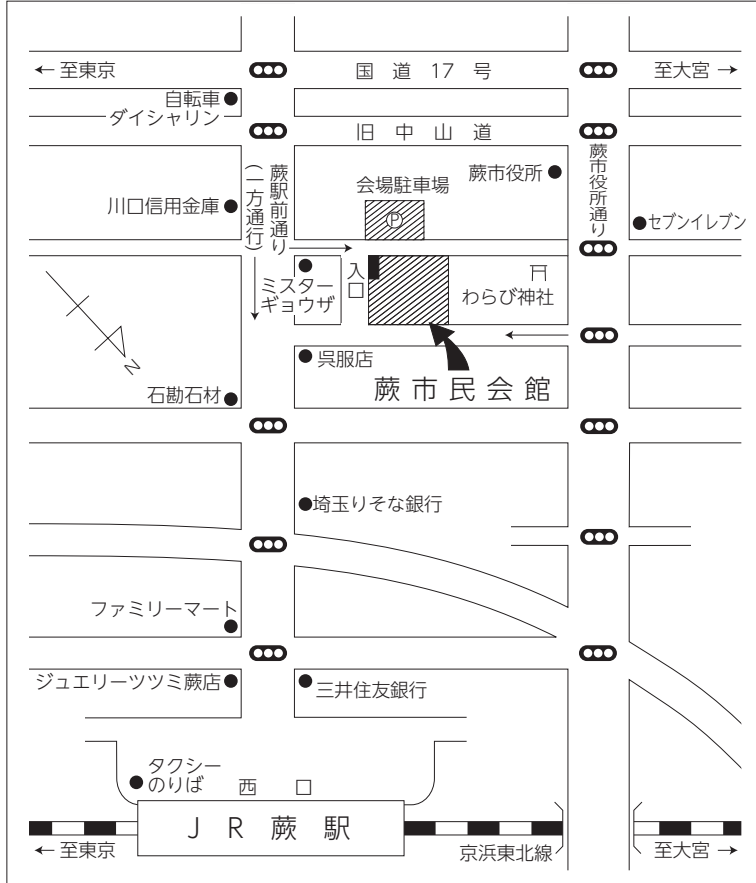
第5号議案 退任監査等委員である取締役に対する退職慰労金贈呈の件
 本總會終結の時をもって任期満了により退任される監査等委員である取締役新藤勝美氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準により、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等につきましては、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。
 退任監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
しん とう かつ み 新 藤 勝 美	2017年6月 当社取締役（常勤監査等委員）就任 （現在に至る）

以 上

株主総会会場ご案内図

所在地 埼玉県蕨市中央4丁目21番29号
蕨市民会館2階201室
電話 048 (445) 7170



交通：J R 京浜東北線 蕨駅西口下車 徒歩約10分

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。